

第1章 項目	内容
利用規定等	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の①から④までの利用規定等をご了承のうえ、宮崎太陽でんさいネットサービスにお申込みいただく必要がございます。①から④までの利用規定等は、<u>当行ホームページの下記の場所に掲載しておりますので、内容をご確認ください。</u> <u>ホームページ掲載場所: https://www.taiyobank.co.jp/business/densai/</u> • 本説明書では、特に重要な項目について記載していますので、必ず内容をご確認ください。 なお、本説明書および以下の利用規定等が改定になった場合は、当行ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務規程 ② 業務規程細則 ③ 宮崎太陽でんさいネットサービス利用規定 ④ でんさいネット利用者情報の取扱いに関する規定
利用申込みに関する審査	<ul style="list-style-type: none"> • 本サービスを利用するには当行所定の審査があります。ご希望に添えない場合もございましたので、あらかじめご了承ください。
でんさいネット利用口座	<ul style="list-style-type: none"> • でんさいネット利用口座には、宮崎太陽ビジネスWEBの代表口座または関連口座をご記入ください。なお、宮崎太陽ビジネスWEBのご契約がない場合は、別途お申込みが必要です。 ただし、でんさいネット利用口座は、利用区分に応じた口座をご指定ください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 債権者（受取人）としてのみ利用： 当座預金または普通預金 ② 債務者（振出人）および債権者（受取人）として利用： 当座預金
利用料	<ul style="list-style-type: none"> • 各窓口金融機関(*1)が、でんさいネット利用料（手数料）をそれぞれ定めています。当行を通じて「でんさいネット」を利用する場合は、当行が定める利用料（手数料）が発生します。（「資料2：ご利用料」をご参照下さい。） • でんさいネット（株式会社 全銀電子債権ネットワーク）からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。
サービス提供時間 (営業日・営業時間)	<ul style="list-style-type: none"> • 各窓口金融機関が、サービス提供時間をそれぞれ定めています。当行のサービス提供時間については、「資料3：ご利用時間」をご参照下さい。

第1章 項目	内容
利用者番号	<ul style="list-style-type: none"> • <u>お客様には、1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。</u> • 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。 ※ 例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。 ※ <u>すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関(*2)に利用申込みをされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に統合（名寄せ）させていただきます。</u>
でんさいの発生 (手形の振出に相当)	<ul style="list-style-type: none"> • でんさい(*3)を発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で指定可能です。 • 支払期日（手形のサイト）は、振出日を含めた7営業日の翌日から10年後の応当日まで指定可能です。
でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*4）、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。</u> • 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。
でんさいの分割譲渡	<ul style="list-style-type: none"> • でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。（分割のみの取扱いはできません。） ※ 例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡すると、残りの200万円のでんさいが自分の債権として残ります。
でんさいの取消等	<ul style="list-style-type: none"> • <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます。（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）</u>

第1章 項目	内容
でんさいの記録内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> • <u>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> ※ 利害関係者が3者以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。
記録請求の制限期間	<ul style="list-style-type: none"> • でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 ※ 例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7営業日前までに行う必要があります。 <p>(「資料4：支払期日前後の記録の制限」をご参照ください。)</p>
でんさいの融資申込 (割引および譲渡担保)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>でんさいの割引・譲渡担保は、本サービスの融資申込画面から該当するでんさいを登録し、書面（印刷した明細を添付のうえ）にて窓口にお申し込みいただく必要があります。なお、当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</u> • 支払希望日は、「融資申込日の翌5営業日」から「申込債権の支払期日の7営業日前」までの範囲で指定可能です。

第1章 項目	内容
<p>でんさいの決済 (支払い) (口座間送金決済)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済(*5)」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</u> ※ <u>原則として支払期日の前営業日までに債権金額(引落しに必要な預金残高)をでんさいネット利用口座にご用意ください。</u> • <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。</u> ※ <u>詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。</u> • <u>支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、お客様の窓口金融機関にご確認ください。</u> • <u>債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われ債権者口座に送金されます。</u> • <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*6)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。</u> • <u>電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(*7)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</u>
<p>口座間送金決済の中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立を行って下さい。</u> ※ <u>詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。</u>

第1章 項目	内容
支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。</u> • <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ② 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。 • 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。 • 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。
異議申立の手続	<ul style="list-style-type: none"> • <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u> • <u>ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</u> <p>※ 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。</p>
記録事項の開示	<ul style="list-style-type: none"> • <u>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。</u>
他の記録機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> • でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。 • なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。
残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> • 残高証明書は、定例発行方式と都度指定方式から選択できますが、定例発行方式は一度お申込みいただければ、定例的(毎年・毎月等)に残高証明書を発行することができます。

■資料 1 : 用語の説明

項目	内容
*1 窓口金融機関	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
*2 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいネットサービスを提供できる金融機関のことです。
*3 でんさい	でんさいネット（株式会社 全銀電子記録債権ネットワーク）が取扱う電子記録債権のことです。
*4 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*5 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*6 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
*7 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

■資料2：ご利用料（令和元年10月1日現在）

◎基本手数料（月間）

項目	手数料（消費税込）
基本手数料	無料

◎取引手数料（取引ごと）

項目	手数料（消費税込）		
宮崎太陽でんさいネット サービス利用料 ※1	発生記録	440円	
	譲渡記録（割引・譲渡担保含む）	440円	
	分割記録（割引・譲渡担保含む）	440円	
	保証記録	440円	
	変更記録	440円	
	支払等記録	440円	
	開示	無料	
	入金（受取人側）	無料	
書面利用料 ※3	残高証明書	定例発行方式 ※2	1,650円
		都度発行方式	4,400円
	特例開示	3,300円	
	取引停止処分証明書	1,650円	
	災害による支払不能証明書	1,650円	
	特別変更記録	2,200円	
	訂正・回復	2,200円	
	支払不能通知訂正	2,200円	
	支払不能通知取消	2,200円	
	支払不能情報照会	3,300円	
	記録機関変更記録	4,400円	

※1、※2 宮崎太陽でんさいネットサービス利用料および残高証明書（定例発行方式）については、ご利用の翌月20日（休日の場合は翌営業日）にでんさいネット利用口座からお引落しとなります。

※3 通常は、宮崎太陽でんさいネットサービスでお取引できますが、特殊な取引の場合にのみ書面での手続きが必要となります。なお、書面利用料については、窓口でのお支払いとなります。

■資料3：ご利用時間

取扱区分		インターネット	窓口
		記録請求 (発生記録など)	利用申込 及び 割引・譲渡担保
平 日	当日付	8 : 45 ~ 15 : 00	-
	予約	15 : 00 ~ 21 : 00	9 : 00 ~ 15 : 00
土・日	当日付	9 : 00 ~ 15 : 00	-
	予約	15 : 00 ~ 18 : 00	-

※祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5日、毎月第2土曜日は、サービス休止。

※予約取引は、承諾回答・取消請求を含む。

※割引・譲渡担保には、当行所定の審査があり、原則として当日付のお取扱いができません。

■資料4：支払期日前後の記録の制限

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)	支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)							決済情報提供日	口座間送金決済実施日	支払等記録日	
	7営業日前以前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求(口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者：債権者) (請求者：支払者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
 (注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に伴う「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
 (注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
 (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
 (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
 (注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3営業日後)。
 (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
 (注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
 (注9) 書面での手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。